

政策保有株式の議決権行使基準

【原則1－4．政策保有株式】

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、(中略)

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

《政策保有株式の議決権行使基準》

当社は、政策保有株式の議決権行使について、当該企業の価値向上に繋がるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかという議決権行使基準に基づき個別に精査したうえで、議案への賛否を判断する。

(コーポレートガバナンスガイドライン第5条3項)